議会運営委員会記録

日時	令和 3年11月16日(火) 午前10時58分~午前11時12分
場所	第 2 · 第 3 委員会室
出席委員	◎古川 隆史 ○塚本竜太郎
	議長 田中 晋 副議長 後藤浩一郎
	阿比留義顯 岡田 智佳 末永 康文 円谷 憲人 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 桜田慎太郎 浜田智香子
欠席委員	
説明のた め出席し た者	副市長(鬼沢 徹雄)

午前10時58分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 おはようございます。皆様お忙しい中、急遽お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、山下議員が市長選に立候補したことにより、10月24日に議員を失職したこと、11月11日付でみらい民主かしわさんより浜田議員の退会者届が提出され、本日付で柏清風さんより浜田議員の入会者届が提出されたことによる会派構成の変更に伴う諸案件ほかについて御協議をいただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の市中の感染状況につきましても、一時期の深刻な状況から脱しつつあることから、引き続き対策を徹底した上で、通常の議会運営に戻していきたいというふうに考えております。そのための取組についても御協議をよろしくお願いいたします。

なお、本日、11月16日現在の会派構成は、資料1ページのとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

○委員長 早速協議に入ります。

会派構成の変更に伴う諸案件についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

〇議事課長 会派構成の異動に伴い、議運、常任委員会、特別委員会、議会広報委員会の委員配分、議席について御確認、御協議をお願いしたいと存じます。

まず、資料の1ページ、会派構成については、議長より御説明のとおりであります。

次に、資料の2から5ページ、各委員会の構成についてです。まず、議会運営委員会の構成について、規定では委員17人以内で、会派所属人員2人に1人となっております。会派構成変更後の会派人数は、柏清風さん、柏愛倶楽部さん、みらい民主かしわさん、いずれも変更は必要ありません。

次に、常任委員会の構成について、今回の会派構成変更により、総務9人、市民環境9人、教育民生9人、建設経済8人ということになります。

会派人数の変更があった柏清風さん、みらい民主かしわさんの 2 会派について、いずれもバランスを欠く状況にはなっておらず、変更の必要はないと考えられます。

次に、決算審査特別委員会については、議員数及び会派構成の変更に伴い、委員数12人を新たに割り振りますと、計算上は柏清風さんが1増、公明党さんが1減となりますが、先例では決算審査の委員が決定してから、会派の人数に変更が生じた場合でも、委員は変更しないことになっております。

なお、決算審査特別委員会は既に委員会所管分の審査が終了しております。

次に、議会広報委員会については、委員数10人を新たに割り振りますと、各会派 ともに人数の変更の必要はないこととなります。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何かございますでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、議会運営委員会、常任委員会、決算審査特別委員会、議会広報委員会の構成については、ただいまの協議のとおりといたします。

- ○委員長 次に、議席についてを事務局より説明をお願いいたします。
- 〇議事課長 資料6ページでございます。お手元の議席表では、山下議員の失職に伴い、同議員の席が空席となっておりますが、冒頭に議長からもございましたとおり、本日付で浜田議員の柏清風への入会届が提出されました。これに伴い、複数の会派、無所属の議員さんで、議席について調整いただく必要があることから、追って事務局より該当する会派の代表及び無所属議員に御連絡をさせていただき、次回22日の議会運営委員会において、改めて調整後の議席についてお示ししたいと思います。以上です。
- ○委員長 ありがとうございました。 ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いいたします。
- ○委員長 続いて、令和3年第4回定例会の議会運営についてを議題といたします。 初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について、事務局より説明をお願いします。
- ○議事課長 令和3年第4回定例会の質疑並びに一般質問の発言時間について御説明いたします。資料7ページでございます。柏市における新型コロナウイルス感染症については、8月をピークに新規感染者数は減少傾向にあり、11月に入ってからは新規感染者がゼロとなる日もあることから、一般質問の1人当たりの発言時間については、従来の60分に戻していくことを想定した事務局案です。現時点では質問の通告が出そろっていないため、25人の方が質問をすると仮定し、その上で1人当たりの持ち時間を60分とした場合の日程をお示ししております。

1日目と2日目については、午後1時から開始し、2人目と3人目の間の10分休憩の際に出席議員の入替えを行います。3日目から5日目までは午前9時50分から開始し、午前中に2人が質問し、昼休みを挟んで出席議員の入替えを行い、午後に3人に質問をしていただき、午後4時20分に終了予定としております。一般質問最終日となる6日目については、通告者の人数によっては終了時刻が変更となります。質疑並びに一般質問の発言時間については、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。ど うぞ。

- ○渡部 確認をしたいんですけども、今25人より増えた、もう少し、もうちょっと増えた場合、1日目、2日目が午前中から始まるということもあり得るということでよろしいでしょうか。
- ○委員長 そういうことです。繰り上がっていくというか、そういうことです。 ほかよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。
では、質疑並びに一般質問の発言時間については、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

○議事課長 資料 8 ページです。こちらについても、先ほど議題となった発言時間と同様に、市内の新型コロナウイルスの感染状況が改善傾向にあることから、一部の感染対策を見直すものです。9 月定例会から変更となっている箇所は、取消し線により見え消しとなっている部分です。該当箇所について順番に御説明いたします。まず、会議の運営について、2 間目以降は、発言席でなく自席から質問する従来の形に戻すこととします。また、常任委員会については、現時点においてはオンライン会議システムは利用しないことを想定しております。

次に、傍聴者については、9月定例会までは傍聴席の間隔を空け、定員の3分の1の席としておりましたが、本定例会では、定員を2分の1にした上で、マスク着用等の基本的な感染対策については、引き続き実施をお願いするものです。

次に、審議時間の短縮のため省略していた市長提出議案の提案理由説明と、常任 委員会の委員長からの審査の経過と結果の口頭による報告を再開いたします。

請願については、これまで混雑が予想される招集日の対応として、各会派の説明に入る請願者の人数を2人に制限し、各会派や無所属議員にも説明を聞くかどうか伺っておりました。12月定例会においては、招集日における請願者の各会派控室への入室については制限しないこととしますが、検温していただいた上で2人を上限に入室してもらうこととし、そのほかは通常の取扱いとさせていただきたいと存じます。

質疑並びに一般質問の聞き取りについては、引き続き質問の詳細配付、ズーム、または電話での聞き取りを可能とし、対面による聞き取りについては、必要に応じて各議員において委員会室等を使用し、実施していただくようお願いいたします。 事務局からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、新型コロナウイルス感染拡大防止策については、説明のとおりといたします。どうぞ。

- **〇円谷** すみません。念のため確認なんですけれども、万が一、悪い意味で劇的に 状況が悪化した場合、どのように対応するのか確認させてください。
- 〇委員長 どうぞ。
- **〇事務局長** お答えをいたします。

万が一、また新たに感染拡大というふうになった場合には、また臨時の議運等開かせていただいた上で、対策について御検討いただくという、そういう形になろうかと思います。以上です。よろしくお願いします。

○委員長 それでは、ただいまの説明のとおりといたします。

- ○委員長 ここで議長より発言がございます。
- ○議長 本日の資料と併せてお配りしております全国市議会議長会からの他都市への行政視察の取扱いについての文書が届きました。内容は、他都市への行政視察を計画する際は、政府の基本方針等を踏まえ、適切に対応するよう求めていた要請を緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全て解除されたことに伴い、解除することとしたもので、この通知に伴う対応については、皆様に協議をいただきたいと思います。私からは以上でございます。
- ○委員長 ありがとうございます。
 続いて、事務局より説明をお願いします。
- 〇議事課長 委員会及び政務活動費による他市への行政視察については、全国市議会議長会より、政府の基本的対処方針等を踏まえた上で、視察先の意向にも配慮するよう求められており、実施可能な状況になりましたら、議長が視察を許可し、視察先への依頼を行うこととさせていただいているところです。

議長より御説明のあったとおり、今回の通知で要請は解除となりますが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、また第6波の到来という予測もあることから、例年春に行っている常任委員会の視察については、実施を見送りたいと考えております。

なお、政務活動費による視察については、文書にありますとおり、視察先の意向 に配慮しつつ、基本的な感染防止対策を徹底した上で、今定例会の閉会後より計画 していただきますよう、お願いいたします。事務局からは以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、事務局から連絡があります。

○庶務課長 政務活動費の中間検査についてでございます。政務活動費の中間検査につきましては、昨年度も多くの議員さんに御協力いただきました。今年度も12月の定例会の会期中を目途に中間検査に御協力いただきたいと存じます。検査の際は、契約内容が複雑になっておりますスマートフォンなどの通信費についても、政務活動に関わる部分に印をつけていただくよう、よろしくお願いいたします。正確な審査を期すためにも、ぜひ中間検査の御利用をお願いいたします。中間検査はできて

いるところまでで結構ですし、特定の項目だけでも結構です。以上でございます。

O委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明のとおり、御承知おきをお願いいたします。

○委員長 次は、お手元に配付した通知のとおり、11月22日月曜日午前11時から開く予定でございます。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時12分閉会